

い し そつう し えん じ ぎ ょう こりよう 意思疎通支援事業をぜひご利用ください！

ちょうかく げんごきのうなど しょう かた ふくし ぞうしん しゃかいさんか そくしん しえん
聴覚、言語機能等の障がいのある方に、福祉の増進と社会参加の促進を支援

しゅわつうやくしゃおよ ようやくひっきしゃ はけん おこな
するために手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。

① しゅわつうやくしゃはけんじぎょう 手話通訳者派遣事業



しゅわつうやく かい
手話通訳を介してコミュニケー
ションの支援をします。

② ようやくひっきしゃはけんじぎょう 要約筆記者派遣事業



はな ないよう ようやく もじ
話している内容を要約して文字
として内容を伝えます。

はけんたいしょう (1) こうきょうきかん いりょうきかんとう しゃかいせいかつじょうひつよう ようむ
派遣対象 (1) 公共機関、医療機関等において社会生活上必要な用務

がっこうぎょうじ けんこうしんだん かいごほけんにていちょうさ
(学校行事、健康診断、介護保険認定調査など)

(2) しゃかいさんか そくしん し みと かいぎ さいじ
(社会参加の促進に資すると認められる会議、催事)

ちょうないかい こ かい こうしゅうかい
(町内会、子ども会、講習会など)

(3) だんたいどう しゅさい ぎょうじ
(団体等が主催する行事)

ないよう はけんで き ばあい
(内容により、派遣出来ない場合があります。)

はけんばしょ ひがしうらちょうない
派遣場所 原則東浦町内

とく ひつよう ばあい ちょうがい はけん かのう
(特に必要がある場合は町外への派遣も可能です。)

りようしゃふたん むりよう (ただし、ようやくひっき ひつよう もの など
利用者負担 無料 (ただし、要約筆記に必要な物 (ノート、ペン、ロール等)

しんせい かた じゅんび ひつよう
を申請する方が準備してもらい必要があります。

しん せい さき ひがしうらちょうやくぼしょう しえんかしょう しえんかかり
申 請 先 東 浦 町 役 場 障 がい 支 援 課 障 がい 支 援 係

ち た ぐ ん ひがしうらちょうおおあざおがわあざまんどころ ばんち
知 多 郡 東 浦 町 大 字 緒 川 字 政 所 20 番 地

FAX 0562-83-3912

(※^{ゆうそう}郵送、FAXによる^{しんせい}申請も^{かのう}可能です。)